

愛媛県生物季節観測実施要領

目的

気象庁は、1953年から2020年まで、34種以上の植物、23種以上の動物について、開花日や動物の初鳴き日などを記録する「生物季節観測」を全国規模で継続して実施してきたが、2021年以降、対象種が大幅に縮小されることとなった。70年近くにわたる様々な分類群の生物季節データは、気候変動をはじめ様々な環境変化が動植物に与える影響を評価できる基礎データであり、自然の仕組みや人間活動の影響の理解のために非常に貴重なものといえる。そこで、気象庁・環境省・国立環境研究所の共同により、これまでの生物季節観測を可能な限り継続しつつ現代的な形を検討することとなった。愛媛県も気候変動適応センターと生物多様性センターが主体となって情報収集と蓄積を行い、関係機関と連携した気候変動解析の基礎データとして活用する。

1. 調査対象種^{*}と調査項目

(1) 植物種

ツバキの開花日、ヒガンバナの開花日

(2-1) 動物種（鳥類）

モズの初鳴日、ヒバリの初鳴日、ウグイスの初鳴日、ツバメの初見日

(2-2) 動物種（昆虫類）

シオカラトンボの初見日、アブラゼミの初鳴日、ヒグラシの初鳴日、モンシロチョウの初見日、キアゲハの初見日、ホタルの初見日（ゲンジボタル）

^{*}気候変動適応センターが選定した調査候補種のうち、松山气象台が2020年まで調査を継続していた種を選定

2. 調査方法

(1) 調査範囲

植物種は原則として公的機関敷地内に定点、または調査樹を設定し、情報収集を行う。動物種（鳥類）は、中予地域の平野部を調査範囲として、日本野鳥の会愛媛等からの情報提供データも併せて情報収集を行う。動物種（昆虫）は、ヒグラシを久万高原町周辺、その他昆虫類は衛生環境研究所周辺（東温市）と農林水産研究所周辺（松山市）、とべ動物園周辺（砥部町）を調査範囲として情報収集を行い、最も早期に確認されたデータを初見日または初鳴日とする。

(2) 調査者

調査者は生物多様性センター職員と同センター長が依頼した者とする。

(3) 調査方法

調査方法は国立環境研究所気候変動適応センターが公開している生物季節モニタリングマニュアルに準じることとし、データは取りまとめの上、県HPにて公開する。

附則

この要領は、令和4年5月12日から施行する。